

重要事項説明書（その１）

介護老人保健施設向陽りんどう苑のご案内 （令和８年１０月１日現在）

１．施設の概要

（１）施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 向陽りんどう苑
- ・開設年月日 平成８年７月１日
- ・所在地 神戸市北区有野町有野１４８４－１
- ・電話番号 ０７８－９８１－５２５２
- ・ファックス番号 ０７８－９８１－７８０５
- ・管理者名 施設長 福井辰彦
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（２８５５０８００３８号）

（２）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、１日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を１日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

（３）施設の職員体制

	職員数	業務内容
管理者	１人（兼務）	施設運営管理に関する事
医師	１人（兼務）	医学的管理に関する事
看護職員	２人以上	看護に関する事
介護職員		介護に関する事
作業療法士 もしくは 理学療法士	１人以上	作業療法 理学療法 クラブ活動等に関する事
栄養士	適当数	献立、調理に関する事
調理員	適当数	調理に関する事
事務職員	適当数	事務手続き、請求等に関する事

* 施設の職員必置職（通所リハビリテーションのサービスに対応する人員）については法令の定めるところによります。また、必要に応じその他の職員を置くことができます。

（４）通所定員 １５名

2. サービス内容（通所リハビリテーションに於いて）

- ① 通所リハビリテーション計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
昼食 12時～13時
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑪ その他
* これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

* 協力医療機関

・ 名 称	向陽病院	・ 住 所	神戸市北区有野町有野1490
・ 名 称	恒生病院	・ 住 所	神戸市北区道場町日下部1788番地
・ 名 称	済生会兵庫県病院	・ 住 所	神戸市北区藤原台中町5-1-1
・ 名 称	甲北病院	・ 住 所	神戸市北区有野中町1-18-36

* 協力歯科医療機関

・ 名 称	向陽病院歯科	・ 住 所	神戸市北区有野町有野1490
・ 名 称	こがめ歯科	・ 住 所	神戸市北区有野中町1-8-24

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会は、原則的として午前9時～午後4時30分まで面会可能です。
- ・ 飲酒・喫煙は原則的に禁止致します。
- ・ 火気・危険物のお持込みはご遠慮下さい。
- ・ 設備・備品の利用は、ステーションにご相談ください。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みはご相談ください。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、原則的にご家族に管理していただきます。破損・紛失盗難の責は負いかねます。
- ・ ペットの持ち込みは、衛生上の問題もあり、原則的に禁止致します。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・ 防災訓練 年3回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 緊急時の対応

- ・ 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- ・ 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- ・ 上記のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。状況により緊急対応後に扶養者に連絡することがあります。

8. 事故発生時の対応

- ・ サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- ・ 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- ・ 上記のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

9. 要望及び苦情等の相談

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、事務所に前に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

10. ハラスメント、暴力行為があった場合の対応

利用者及び身元引受人や家族等、その他の関係者は、当苑の職員に対し、暴力・暴言・人格否定・性的言動・契約外サービスの強要等を行ってはならない。違反があった場合、当苑は是正を求め、是正が見られない場合または行為が悪質である場合は、本契約を解除することができる。

11. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

重要事項説明書（その2）

利用者負担説明書

介護老人保健施設向陽りんどう苑で行われる介護保険サービス（介護予防を含む）

・入所 ・短期入所療養介護 ・通所リハビリテーション ・（併設）居宅介護支援事業

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険及び介護予防の給付にかかる通常1割～3割の自己負担分と保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、倶楽部等を使用する材料費、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等）を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険及び介護予防の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション）毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険・介護予防給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症専門棟加算）で異なりますし、利用料も施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅において種々のサービスを受ける居宅サービスがありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーションは、居宅サービスであり、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス・介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、送迎、入浴といった加算対象のサービスも、居宅支援サービス計画・介護予防サービス計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス計画・介護予防サービス計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

各サービス計画は、利用者ご本人が作成することもできますが、居宅介護支援事業所・介護予防支援事業者（地域包括支援センター）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者にご相談ください。

通所リハビリテーションの利用者負担額

1 保険給付の自己負担額

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの1割負担での自己負担分です。2割負担、3割負担の場合はそれぞれに乗じた金額が自己負担分となります。※法令の定めるところによります。

通常規模型リハビリテーション（イ）（6）〔6時間以上7時間未満〕（単位：円／日）

施設利用料	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
6時間以上 7時間未満	715単位 763円	850単位 907円	981単位 1046円	1137単位 1212円	1290単位 1376円

加算（単位省略：円／日） ※該当する場合のみ算定となります。

リハビリテーション提供体制加算	26円
入浴介助加算	（Ⅰ）43円 （Ⅱ）64円
リハビリテーションマネジメント加算	イ 開始月から6月以内 597円 6月超 256円 月1回 ロ 開始月から6月以内 633円 6月超 292円 月1回 ハ 開始月から6月以内 846円 6月超 505円 月1回
上記加算算定に対して医師が利用者又は家族に説明した場合	288円
短期集中個別リハビリテーション実施加算	118円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	（Ⅰ）256円/日 （Ⅱ）2047円/月
生活行為向上リハビリテーション実施加算	開始月から6月以内 1333円/月
若年性認知症利用者受入加算	64円
栄養アセスメント加算	54円/月
栄養改善加算	214円（月2回限度）
口腔・栄養スクリーニング加算	（Ⅰ）22円 （Ⅱ）6円 （6月に1回限度）
口腔機能向上加算	（Ⅰ）160円 （Ⅱ）イ166円 ロ171円 （月2回を限度）
重度療養管理加算	107円（1日につき）
中重度者ケア体制加算	22円
科学的介護推進体制加算	43円
事業所が送迎を行わない場合	51円減算
退院時共同指導加算	640円（一回限り）
移行支援加算	13円
サービス提供体制強化加算	（Ⅰ）24円 （Ⅱ）20円 （Ⅲ）7円

介護職員等処遇改善加算	(Ⅰイ) 所定単位数に10.3%を乗じた単位数 (Ⅰロ) 所定単位数に11.1%を乗じた単位数 (Ⅱイ) 所定単位数に10.0%を乗じた単位数 (Ⅱロ) 所定単位数に10.8%を乗じた単位数 (Ⅲ) 所定単位数に8.3%を乗じた単位数 (Ⅳ) 所定単位数に7.0%を乗じた単位数
感染症及び災害により、随時的に利用者数が一定減少している場合	所定単位数に3.0%を乗じた単位数

2 利用料

- ① 食費（昼食／1回）：820円 おやつ代含む
施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。
- ② おむつ代：実費
利用者の身体状況により、おむつの利用が必要な場合に、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

選択的サービス

別途申込書にてお申し込み下さい。

- ① 教養娯楽費：実費
倶楽部やレクリエーションで使用する、歌集、園芸、画用紙、書道用品、折り紙、粘土等の材料や輪投げ、卓球等遊具、ビデオソフト等の費用、利用者が選択して参加する行事の材料費等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ② 喫茶代／1杯：100円
おやつ時にご希望者のみコーヒー・紅茶をご利用される場合にお支払いいただきます。

通所リハビリテーションの利用をお休みされる場合

- ① お休みの連絡について
お休みされる際は前日までにご連絡ください。
当日の場合は8時10分から、お電話でご連絡ください。
- ② お休みの際の食費について
 - ・前日16時までのご連絡に関しては発生いたしません。
 - ・前日16時以降から当日に関してはお支払いが発生します。
 - ・食費は上記の食費と同額。